

○珠洲市公正入札調査委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 15 日

訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 本市における建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、珠洲市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 工事等について入札談合に関する情報を得た場合の次の対応

- ① 入札談合に関する情報の信憑性の審議
- ② 談合の事実の有無の調査（事情聴取の実施）審議
- ③ 入札執行に関する取扱い
- ④ 契約締結に関する取扱い
- ⑤ 公正取引委員会等への通報

(2) その他入札の公正な執行を妨げる恐れがある場合の対応

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、珠洲市請負等業者選考委員会設置規程（昭和 5 4 年訓令甲第 1 号）第 4 条に定めるところによる。

(会議)

第 4 条 委員会は、入札談合に関する情報を得た場合に、必要に応じて随時開催する。

ただし、緊急かつやむを得ない事情により会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、総務課に置くものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。